

# 令和8年度 入間川放課後児童クラブ利用のご案内

入間川放課後児童クラブは年度ごとの申込が必要です。

また、募集人数を超える申込があった場合、通年利用を希望する方が優先となります。

## 放課後児童クラブの目的

保護者が就労等の理由により、昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより児童の健全な育成を目的とする施設です。

※原則として午後3時以降保護者がいない家庭を対象とします。（長期休暇期間を除く）

## 定員

定員数：50名

## 申込受付期間

- ・令和8年4月入室を希望の場合

受付期間：令和7年10月14日（火）～ 令和7年11月20日（木）

受付場所：入間川放課後児童クラブ（現地）

※郵送可。郵送の場合は確実に届くよう簡易書留をお勧めします。

4月入室希望の場合は11月20日（水）消印有効。

受付時間：平日 10：00～19：00

受付方法：持参または郵送。持参の場合、事前に施設までご連絡ください。

※申込の有効期限は年度内となりますので、有効期限内であれば毎月申込の手続きをする必要はありません。

※長期休暇枠は設けておりません。空き状況に応じての入室となります。

- ・上記申込受付期間以降の申請については、原則令和8年5月の入室となります。

## 入室資格及び入室承諾期間

市内に居住する小学生で、保護者が次のいずれかの理由により家庭にいない場合

項目	保護者が保育できない状態	利用可能期間
就労	就労している場合	就労している期間で、最長で年度末まで
就学 技能訓練	就労準備のため就学している場合	就学している期間で、最長で年度末まで
疾病 障がい	疾病・負傷のため入院又は療養が必要な場合。身体又は精神に障がいを有している場合	左記の事由により、入室を必要とする期間で、最長で年度末まで
介護 看護	親族等の介護・看護を常態とする場合	
災害	災害の被災により復旧が必要な場合	災害復旧が完了する期間で、最長で年度末まで
出産	母親が妊娠中か出産後、間もない場合	出産前6週目にあたる月の1日から出産後8週目にあたる月の月末まで、最長で5ヶ月間
求職活動	求職活動のため、昼間家庭にいない場合	最長1ヶ月間。ただしこの間に就労し、就労証明書を提出した場合は、最長で年度末まで
その他	上記以外の要件で昼間家庭にいない場合	必要な期間

**申込書類**

※申込用紙はホームページよりダウンロードできます。

必要事項記入のうえ、ご提出をお願い致します。

申請書類の郵送をご希望される場合は、放課後児童クラブまでご連絡をお願い致します。

①放課後児童クラブ入所申込書兼児童台帳

申込み児童1人につき1枚必要です。申込み時に必要枚数を提出してください。

②保護者等が入室の基準を満たすことの証明書

《次のいずれか》

保護者の状態	提出書類
就労中	就労証明書 ※自営業者及び法人格を有していない会社に勤務している方は、確定申告書（第一表と収支内訳書又は決算書）、商業登記簿謄本、委託契約書、営業許可書、開業届の写しよりいずれか1つを添付してください。上記書類の添付ができない場合には、直近1ヶ月分の稼働状況を記入した勤務状況（予定）申告書を添付してください。 有期雇用の場合、更新ごとに就労証明書をご提出ください。
就学・技能訓練中	①学生証又は合格通知書等 ②カリキュラム又は時間割表（①、②の両方が必要）
疾病・障がい	診断書 (医師の診断により保育が出来ないと判断されるもの) 又は障害者手帳等のコピー) ※診断書に完治までの期日が記載されていない場合は、経過確認のため年度途中に再提出をお願いすることがあります。
介護・看護	被介護者の診断書（医師による介護が必要と判断されるもの） または介護保険証等のコピー
災害の被災	被災証明書のコピー
出産予定	母子手帳のコピー（出産予定日の記載部分）
求職活動中	確約書
その他	上記に類する事情で、児童の保育をする事が出来ないと判断される証明書等

※保護者（同一世帯に居住する75歳未満の祖父母を含む）ごとに該当書類を提出してください。

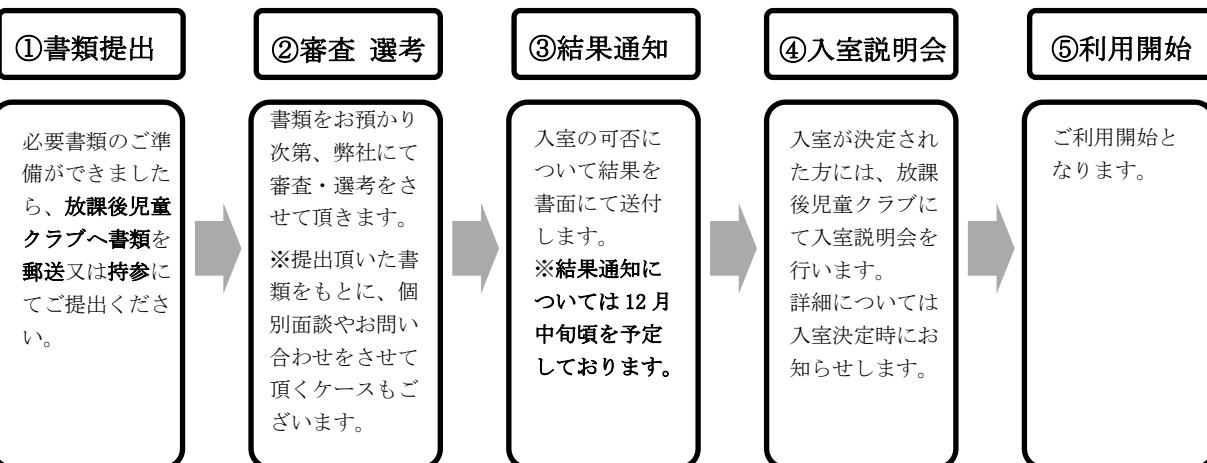
※配偶者が別居中（単身赴任・離婚前提等）の場合も該当する証明書の提出が必要です。

※世帯状況や就労内容に変更が生じた場合、または申込を取り下げる場合は、早急に放課後児童クラブまでご連絡ください。※虚偽が発見された場合は、入室決定を取り消します。

**入室の結果**

書類審査の上、入室の可否を決定します。

なお、審査の結果、**保護者の就労日数や就労時間、就労形態及び祖父母等の状況や児童の学年（低学年の児童を優先）**、施設の定員及び申込状況により入室ができないこと（保留）があります。入室保留の通知（通知は12月中旬頃を予定）は、最初に審査した月のみ送付します。それ以降は入室が可能となるまで連絡いたしませんのでご了承下さい。



**実施場所**

狭山市入間川 1-7-2 シティパル狭山 301 号室（狭山市駅西口より徒歩 3 分程度）

**保育時間**

曜日	学校の授業日	学校休業日（春・夏・冬休み、運動会等の振替日）
月～金	放課後～午後 6 時 30 分	午前 8 時～午後 6 時 30 分
土	放課後～午後 6 時	午前 8 時～午後 6 時

※ 日曜日・祝日・年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）は休室となります。

**延長保育**

延長保育を希望する場合は事前の届出が必要です。

延長保育料は日額×利用日数が毎月の利用料となります。

ただし、その額が上限額を超えた場合は、上限額が利用料となります。

**【延長保育の時間について】**

土曜日・長期休業時の 7：30～8：00

放課後の 18：30～19：00

※1 日に両時間帯の利用をしても日額 200 円となります。

日額	上限額
200 円/日	2,500 円/月

**土曜保育**

土曜保育を希望する場合は申出が必要です。入室決定後、放課後児童クラブで手続きをしてください。  
ご理解ご協力お願いいたします。

**利用料金**

保育料	おやつ代
10,000 円/月	2,000 円/月

※月の途中の入退室でも 1 ヶ月分の保育料及びおやつ代が発生いたします。

※放課後児童クラブで行事（遠足等）が行われる場合などは、保育料とは別に実費を負担していただくことがあります。

**病気・アレルギーについて**

持病をお持ちのお子様は、申込の際に、病状と対応についてお知らせください。

また、放課後児童クラブでおやつを提供いたしますので、お子様のアレルギーについて事前にお知らせください。

なお、エピペンを処方されているお子様は、おやつの持参をお願いしております。また、その他重度のアレルギー反応が生じる場合もおやつを持参していただくことがありますのでご協力お願いします。

**保育料の未納者について**

本人及び世帯員に係る放課後児童クラブ保育料に未納がある場合は、入室できません。

また、入室後に保育料の滞納が続く場合は退室していただきます。

**長期休業中の送り迎え**

児童の安全確保のためにも、送り迎えは原則**保護者**が行ってください。緊急時や保育時間内に間に合わない場合は、保護者指定の代理人が送り迎えできるように入室決定後の書類に連絡先の記入等お願いいたします。

**災害に伴う小学校の休校時等の対応について**

発生が見込まれる自然災害により小学校が休校等の措置を行った場合、児童の安全に配慮し、放課後児童クラブも休室いたします。また、小学校の休業日中の休室等の場合、施設より各ご家庭へ連絡を行います。

**問い合わせ先**

シダックス狭山市入間川放課後児童クラブ

〒350-1305

埼玉県狭山市入間川1-7-2 シティパル狭山301

電話番号：070-8801-1532

担当者：奥河 井上